

ヘルスアップセミナー委託事業実施要項

(平成 28 年 3 月 24 日事務局長決定)

(平成 31 年 3 月 26 日一部改正)

1 趣旨

組合員が健康で明るく豊かな生活をすごすために、健康管理意識を育て、また、心身の健康保持増進を図ることを目的としたヘルスアップセミナー等（以下「セミナー等」という。）の実施を推進する。

2 対象者

公立学校共済組合北海道支部組合員の所属する所属所等とする。

3 事業主体

セミナー等を実施する所属所等と公立学校共済組合北海道支部の共催事業とする。

4 事業内容等

所属所等が下記のテーマ等で企画したセミナー等に要する経費のうち、一定の額を支部が負担する。

- (1) メンタルヘルスケア
- (2) 生活習慣病予防
- (3) 女性特有の疾病予防
- (4) 運動習慣、運動の楽しさ等の運動実技
- (5) たばこの害、禁煙の方法等の禁煙サポート
- (6) 飲酒が健康に与える影響
- (7) 歯の喪失防止
- (8) その他（上記以外の健康管理・健康保持増進）

5 実施時期

4月から翌年2月まで（所属所等の計画による）

6 実施場所等

道内 14 管内市町村及び札幌市の 80 力所以内

7 その他

この実施要項に定めるもののほか必要な事項は、別途定める。

附則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要項の一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。